

賃上げ促進税制の拡充（大企業向け）

■ 背景・目的

物価高に負けない「構造的・持続的な賃上げ」の動きを、より多くの国民に広げ、その効果を深めるため、賃上げ促進税制が強化される。今年（2024年度）は30年ぶりの高水準の賃上げ率が実現したが、一時的な物価急上昇を理由にした賃上げも多いのが実態である。これを一過性のものとせず、今後も引き続き所得向上と少子化対策の両方を追求する企業を強く支援する。また、日本経済の成長を支える「中堅企業」は、地域経済の牽引役として良質な雇用を創出することが期待されており、これらの企業に対する支援措置も強化する。

■ 税制措置の内容

適用対象：青色申告書を提出する法人。

適用期間：令和6年（2024年）4月1日から令和9年（2027年）3月31日までの間に開始する各事業年度。

税額控除額の計算方法：控除対象雇用者給与等支給増加額に、税額控除率を乗じて算出する。

大企業向けの措置については、原則の税額控除率が15%から10%へ引き下げられるものの、上乗せ措置等の拡充により、最大控除率は30%から35%へ段階的に引き上げられ、その適用期限は3年延長される。

従来の大企業のうち、従業員数が2,000人以下の法人は「**中堅企業**」（法令では「特定法人」）として新たな区分が創設され、これによりマルチステークホルダー方針公表については対象法人が拡大（常時使用する従業員の数2,000人超である場合）される。

また、人材投資や働きやすい職場づくりへのインセンティブ付与のため、子育てと仕事の両立支援や女性活躍の推進の取組みに積極的な企業に対して新たな控除率の上乗せ措置を講じている。

■ 法人区分等の図解

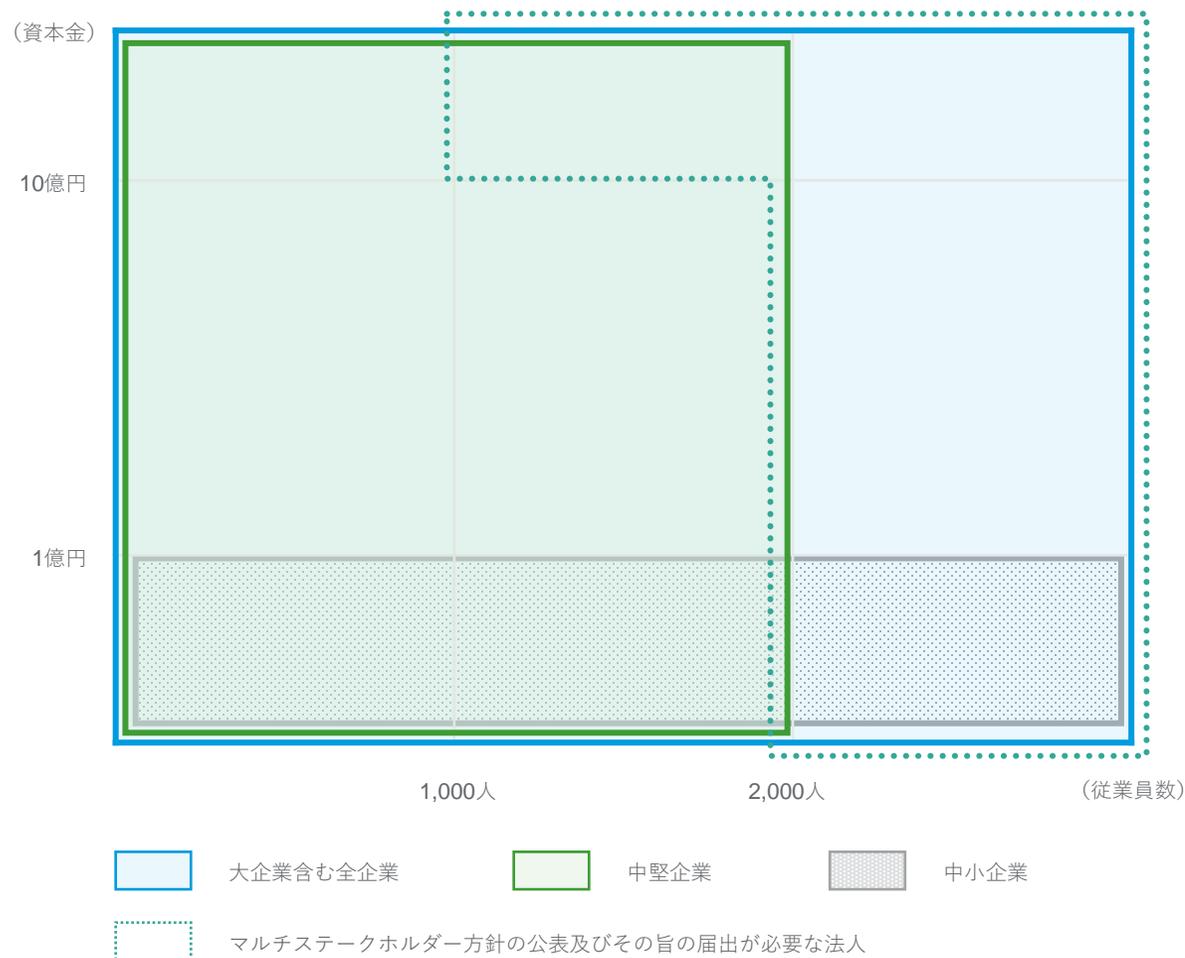
法人区分（賃上げ促進税制の適用法人）

資本金	従業員数	法人区分
1億円超	2,000人超	大企業向け（全ての法人）
-	2,000人以下	中堅企業向け（※）
1億円以下	-	中小企業向け

※ 中堅企業には資本金の基準なし

マルチステークホルダー方針公表の対象法人

資本金	従業員数	対象・対象外
10億円以上	1,000人以上	対象
	1,000人未満	対象外
10億円未満	2,000人超	対象
	2,000人以下	対象外



■ 改正前後の比較

項目		改正前	改正後		
法人区分		大企業を含む全企業	大企業を含む全企業	中堅企業【新設】	
適用要件		<ul style="list-style-type: none"> ・雇用者給与等支給額 > 比較雇用者給与等支給額 ・継続雇用者給与等支給額 \geq 継続雇用者比較給与等支給 \times 103% 	変更なし	変更なし	
マルチステークホルダー方針 公表の対象法人		資本金の額又は出資金の額が10億円以上かつ常時使用する従業員数が1,000人以上の法人	資本金の額又は出資金の額が10億円以上かつ常時使用する従業員数が1,000人以上、もしくは、常時使用する従業員数が2,000人超のいずれかの法人	資本金の額又は出資金の額が10億円以上かつ常時使用する従業員数が1,000人以上の法人	
税額 控除率	給与等の増加割合	3%	15%	10%	10%
		4%	25%	15%	25% (変更なし)
		5%		20%	
		7%		25%	
	上乗せ措置① (教育訓練費)	【5%の加算】 適用年度の教育訓練費 \geq 比較教育訓練費 \times 120%	【5%の加算】 <ul style="list-style-type: none"> ・適用年度の教育訓練費 \geq 比較教育訓練費 \times 110% ・教育訓練費 \geq 雇用者給与等支給額 \times 0.05% 	【5%の加算】 ※左記と同様 <ul style="list-style-type: none"> ・適用年度の教育訓練費 \geq 比較教育訓練費 \times 110% ・教育訓練費 \geq 雇用者給与等支給額 \times 0.05% 	
	上乗せ措置② (子育て・女性活躍支援)	なし	【5%の加算】 <ul style="list-style-type: none"> ・プラチナくるみん認定 : 子育て支援 ・プラチナえるぼし認定 : 女性活躍支援 	【5%の加算】 <ul style="list-style-type: none"> ・プラチナくるみん認定 : 子育て支援 ・プラチナえるぼし認定 : 女性活躍支援 ・えるぼし認定 (3段階目) : 女性活躍支援 	
最大控除率		30%	35%	35%	
控除限度額		当期法人税額の 20%	変更なし	変更なし	

■ 留意点

- 「中堅企業」（常時使用する従業員数が2,000人以下）の区分に該当するかについては、その法人と支配関係がある法人とあわせて、常時使用する従業員数の合計数が10,000人を超える法人は除外され、「大企業」と区分されるため、グループ会社の従業員数を適切に把握する必要がある。
- 中堅企業枠の新設に伴い、マルチステークホルダー方針公表の対象法人の範囲が拡大されているため注意が必要である。（Pg.2参照）
- マルチステークホルダー方針の公表項目の1つである「給与等の支給額の引上げの方針、取引先との適切な関係の構築の方針その他の事項」の取引先に、消費税の免税事業者が含まれることが明確化されたことにより、記載内容の見直しが必要となる。
- 教育訓練費の上乗せ措置について、「適用事業年度の教育訓練費の額が雇用者給与等支給額の0.05%以上」という要件が加わっているため、教育訓練費の額には注意が必要である。
- 給与等の支給額が増加した場合の外形標準課税の付加価値割の課税標準からの控除制度についても、適用期限が3年延長された。この場合、継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が3%以上である等の要件を満たす必要がある。

■ 用語の定義

控除対象雇用者給与等支給増加額	雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額
雇用者給与等支給額	適用事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される全ての国内雇用者に対する給与等の支給額
比較雇用者給与等支給額	適用事業年度の前事業年度における雇用者給与等支給額
国内雇用者	事業者の使用人のうち、その事業者の有する国内の事業所に勤務する雇用者で国内に所在する事業所につき作成された賃金台帳に記載された者。パート、アルバイト、日雇い労働者も含む。
継続雇用者給与等支給額	継続雇用者（前事業年度及び適用事業年度の全月分の給与等の支給を受けた国内雇用者）に対する給与等の支給額の合計額
継続雇用者比較給与等支給額	前事業年度における、継続雇用者給与等支給額
常時使用する従業員数	常用であると日々雇い入れるものであるとを問わず、事務所又は事業所に常時就労している職員、工員等（役員を除く）の総数。
教育訓練費	国内雇用者の職務に必要な技術又は知識を習得させ、又は向上させるために支出する費用のうち一定のもの
マルチステークホルダー方針	法人が事業を行う上での、従業員や取引先等の様々なステークホルダーとの関係の構築の方針として、賃金引上げ、教育訓練等の実施、取引先との適切な関係の構築等の方針を記載したもの